

北海道大学連携型起業家育成施設（北大ビジネス・スプリング）  
安全管理マニュアル

平成20年10月 7日  
改正 平成24年 6月14日  
改正 平成25年12月24日

(独)中小企業基盤整備機構北海道本部

1. 目的
2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用
3. 入居者の責務と中小機構の役割
4. 特別な安全管理を必要とする入居者の事業活動等における安全管理
  - (1) 特殊な実験等に関する安全管理
    - 1) 遺伝子組み換え実験等
    - 2) 病原体等取扱い実験等
    - 3) 動物実験
  - (2) 危険物等の使用・保管等に関する安全管理
    - 1) 中小機構への届出
    - 2) 消防法に定める危険物の保管
      - ①倉庫に危険物を保管する場合
      - ②居室に危険物を保管する場合
    - 3) 高压ガス保安法に係る高压ガスの持込制限
  - (3) 火気使用に関する安全管理
  - (4) 特別な対策等を要する特殊な実験及び機器の持込・使用等に関する規制
5. 入居者の事業活動等における環境保全対策
  - (1) 環境保全に関する関係法令の遵守と各種届出
  - (2) 実験等排水に関する環境保全対策
    - 1) 実験等排水の処理
    - 2) 特定施設設置に係る届出
  - (3) 廃棄物に関する環境保全対策
    - 1) 産業廃棄物
    - 2) 一般廃棄物
    - 3) 特別管理廃棄物
  - (4) 排気及び換気に関する環境保全対策
6. 事故等に対する危機管理
  - (1) 事故等発生時の連絡体制の整備
  - (2) 事故等に対する危機管理対策
7. 施設管理上の安全管理
  - (1) 施設管理担当者による安全管理対策
    - 1) 施設管理担当者の安全管理
    - 2) 関係行政機関等との連携
    - 3) 避難経路等の点検・確認
  - (2) 入居者の安全管理対策

- 1) 安全管理体制
- 2) 入居者の安全管理
  - ①居室の安全管理
  - ②居室外に設置した工作物の安全管理
- (3) 施設共用部の安全管理
- (4) 施設のセキュリティ確保

#### 8. 安全管理連絡会

- (1) 安全管理連絡会の設置
- (2) 安全管理連絡会の構成等
- (3) 安全管理連絡会の任務
- (4) 安全管理連絡会の開催、活動の周知及び報告等

#### 9. その他

- (1) 各種保険加入
  - 1) 入居者の保険加入
  - 2) 中小機構の保険加入
- (2) その他

## 1. 目的

北海道大学連携型起業家育成施設（北大ビジネス・スプリング）安全管理マニュアルは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）が管理する北大ビジネス・スプリング（以下、「本施設」という。）において、本施設に入居する企業又は個人（以下、「入居者」という。）の安全な事業活動を確保するとともに、土地所有者である北海道大学及び周辺施設・住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするために、安全管理及び環境保全に関する必要事項を定めたものである。

## 2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用

入居者は、その事業活動にあたり「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という。）」、「環境基本法」、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの、安全管理及び環境保全等に関するすべての法令及び条例等（以下、「関係法令等」という。）を遵守するとともに、本施設の利用にあたっては、本マニュアルを遵守し、関係者と連携のもと本施設の安全管理及び環境保全等に努めるものとする。

また、本マニュアルは、入居者を含めた本施設を利用するすべての者に適用するものとする。

なお、中小機構は、法令等の変更並びに施設及び周辺環境の変化等必要に応じ、本マニュアルを改訂するものとする。

## 3. 入居者の責務と中小機構の役割

入居者は、施設内で行う自らの事業実施上の安全衛生管理・危機管理並びに施設全体（周辺地域への影響を含む）の安全衛生管理に関する入居者間及び周辺関係者との連携・協力について全ての責務を負うものとする。また、入居者は、施設への入居及び施設の利用に関し、安全衛生管理・危機管理に関わる事項については、中小機構への事前申請・相談のうえ法令等に基づく諸手続を実施するものとする。中小機構は、本施設全体及び共用部に係る安全管理及び環境保全等と安全管理連絡会の運営を担うとともに、行政機関や学術機関等と連携して入居者の安全管理及び環境保全等に関する周知や啓蒙を行う役割を担うものとする。

## 4. 特別な安全管理を必要とする入居者の事業活動等における安全管理

### (1) 特殊な実験等に関する安全管理

本施設において、特別な安全管理等を必要とする各種研究・実験及び実験機器・物質等の持込・使用等を行う場合は、関係法令とともに、次の事項を遵守するものとする。

#### 1) 遺伝子組み換え実験等

本施設では、「カルタヘナ法」の規定に該当する実験等について、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」に定める拡散防止措置の区分のP2レベル、P2Aレベル及びP2Pレベル以下の実験が可能である。

入居者は、カルタヘナ法等の関連法令等を遵守するとともに、拡散防止措置及び安全管理体制を取るしくみを検討し、入居者独自に、次のイ)～へ)の項目等を含む「遺伝子組み換え実験等に関する安全管理規程」を定め、実験等の安全確保の責任を負うものとする。

また、入居者は、各社規程に定めたこれらの内容を、事前に書面で中小機構に提出するものとする。

- イ) 安全委員会の設置
- ロ) 安全管理体制の構築（安全主任者の任命を含む）
- ハ) 実験計画の策定（実験責任者の任命を含む）
- ニ) 拡散防止措置
- ホ) 教育訓練
- ヘ) 緊急事態発生時の措置

## 2) 病原体等取扱い実験等

本施設では、国立感染症研究所病原体等安全管理規程（昭和56年11月5日施行。以下、「感染研規程」という。）に規定されるBSL1病原体等、BSL2病原体等を使用した実験が可能である。

入居者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）等の関連法令等を遵守するとともに、感染研規程に定められた安全基準等に準じた事業活動のしくみを検討し、入居者独自に、次のイ）～へ）の項目等を含む「病原体等取扱い実験等に関する安全管理規程」を定め、実験等の安全確保の責任を負うものとする。

また、入居者は、各社規程に定めたこれらの内容を、事前に書面で中小機構に提出するものとする。

- イ) 安全委員会の設置
- ロ) 安全管理体制の構築
- ハ) 実験計画の策定
- ニ) 拡散防止措置
- ホ) 教育訓練
- ヘ) 緊急事態発生時の措置

## 3) 動物実験

入居者は、倫理性を十分に検討した上で、本施設において動物実験（遺伝子組換え動物を含む）を行おうとする場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」等の関係法令等を遵守するとともに、これらを遵守するしくみを検討し、実験等に関する倫理性及び安全性の確保の責任を負うものとする。

また、入居者は、動物実験を行う場合、事前に中小機構に書面で届け出るものとする。

ただし、本施設で行うことが可能な動物実験は、小動物（マウス、ラット等）までとする。

なお、本施設での動物の飼育及び繁殖は、禁止する。

## (2) 危険物等の使用・保管等に関する安全管理

入居者が、消防法に定める危険物、毒物及び劇物取締法に定める毒物又は劇物その他の危険物（以下、「危険物等」という。）の製造、持込、使用又は保管等（以下、「使用・保管等」という。）を行おうとする場合には、これら法令の他、札幌市火災予防条例（昭和48年条例34号）、高圧ガス保安法、火薬類取締法、薬事法等の関連法令等を遵守し、入居者の責任において各法令等に規定される所要の手續き及び措置等を行うとともに、次に規定する届出等を行うものとする。

また、入居者は、危険物等の使用・保管等に関する安全確保のすべての責任を負うものとする。

### 1) 中小機構への届出

入居者が、危険物等の使用・保管等を行おうとする場合は、関連法令等に規定される行政庁への届出等が必要とされる量以下の場合においても、事前に危険物等の種類、最大保有量、使用目的及び保管方法を定め、中小機構に書面で届け出るものとする。

また、中小機構への届出内容を変更する必要がある場合も、事前にその内容を書面で届け出るものとする。

なお、入居者は、届出した最大保有量を厳守するとともに、必要最小限の保有量とするよう努めるものとする。

また、前述に関わらず、危険物等の使用・保管等に当たり、消防法その他の法令や自治体の条例等により行政庁に許可申請や届出等を要する危険物等の使用・保管等については、機構へ届出ののちに当該行政庁との所要の手続きを行い、行政手続きが完了したのち、手続関係書類の写しを添えて書面にて機構へ申請し、承諾を得てから当該危険物の使用・保管等を行うものとする。なお、複数の法令等で規定されている危険物等については、各関係法令等に則り各行政庁毎に所要の手続き等を行うものとする。（例：毒物及び劇物取締法第2条第1項に定められる毒物及び同法第2項に定められる劇物並びに高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスの内、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令306号）第1条の10に定められる物質については、当該法律の他、消防法の適用も受ける。）

## 2) 消防法に定める危険物の保管

消防法に定める危険物（同法に規定する「火災予防又は消火活動に重大な支障を生じのおそれのある物質」、「指定可燃物」及び「その他指定可燃物に類する物品」を含む）の使用・保管等については、上記1）の他、次のとおりとする。

### ①倉庫に危険物を保管する場合

本施設の倉庫（入居者に公募で賃貸する倉庫）を所轄消防署に届出を行い、「少量危険物貯蔵取扱所」として、危険物を貯蔵する場合は、消防署に対する「少量危険物貯蔵取扱所」の届出は、入居者が行うものとし、必要とされる設備等については入居者の負担と責任により設置等するものとする。また、消防署への届出等については、その写しを添付し、中小機構に報告するものとする。

少量危険物貯蔵所における危険物の管理は、入居者がすべての責任を負うものとする。ただし、「危険物の規制に関する政令」に定められる指定数量の1.0倍以上の危険物の保管（貯蔵）は、禁止する。

なお、倉庫を少量危険物貯蔵所として消防署に届出を行わないで使用する場合は、次の②に記す居室と同様の取扱とする。

### ②居室に危険物を保管する場合

居室には、「危険物の規制に関する政令」に定められる指定数量の0.2倍以上の危険物の保管（貯蔵）は、禁止する。

なお、居室に危険物を保管する場合は、不燃材料で造られたロッカーに保管するものとし、その管理は、入居者がすべての責任を負うものとする。

## 3) 高圧ガス保安法に係る高圧ガスの持込制限

高圧ガス保安法に定める高圧ガスの使用・保管等については、上記1）、2）の他、本施設敷地内に持ち込む高圧ガスの総量が規制の対象となるため、中小機構が個別に制限する場合がありますので、留意されたい。

## (3) 火気使用に関する安全管理

本施設で火気を使用する場合は、関連法令を遵守するとともに、火災の予防及び換気（瞬間湯沸かし器等を使用する場合は、別途、吸排気設備が必要）に十分に注意するものとし、事前に中小機構に届け出るものとする。

また、本施設では、火災予防上、喫煙室以外での喫煙を禁止する。

## (4) 特別な対策等を要する特殊な実験及び機器の持込・使用等に関する規制

本施設での放射線物質に係る実験等については、禁止する。

また、放射線を発生させる装置等、特別な措置を要する機器の持込・使用等に関しては、事前に中小機構の許可を受けるものとする。

その他、特別な対策等を要する特殊な実験及び機器の持込・使用等については、安全管理又は他の入居者への影響等から禁止する場合もあるため、事前に中小機構に相談するものとする。

## 5. 入居者の事業活動等における環境保全対策

### (1) 環境保全に関する関係法令の遵守と各種届出

本施設で事業活動等を行う場合は、関係法令等を遵守するとともに、環境保全に十分配慮するものとする。また、関係法令等に規定される行政庁への届出（特定施設設置に係る届出については、次の（2）2）によるものとする。）等の所要の手続き及び措置等については、入居者が責任を持って行うものとする。また、入居者は、行政庁へ届出等の所要の手続きを行った場合、届出等の関係書類の写しを中小機構へ提出するものとする。

### (2) 実験等排水に関する環境保全対策

#### 1) 実験等排水の処理

居室から本施設の排水施設（各居室の排水管接続口）に排出できる実験等排水は、三次洗浄水以降の洗浄液で、かつ、札幌市が定める排水基準を満たした排水のみとし、原液、一次及び二次洗浄液については、入居者が産業廃棄物として処理するものとする。

また、実験等排水（三次洗浄水以降で札幌市の排水基準を満たすものを含む）を、本施設共用部の排水設備に排出することは、禁止する。

#### 2) 特定施設設置に係る届出

居室内に排水設備等を設置しようとする場合は、水質汚濁防止法など関係法令等に基づく特定施設設置に係る届出を行うものとする。なお、本届出は、中小機構が本施設全体を取りまとめた札幌市で行うので、届出に必要な書類等を中小機構へ提出するものとし、中小機構の許可を得てから排水設備の設置及び使用の開始を行うものとする。

### (3) 廃棄物に関する環境保全対策

#### 1) 産業廃棄物

産業廃棄物については、入居者が直接、産業廃棄物処理業者と契約の上、入居者の責任・負担で処理するものとする。

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に引き渡すまでの間は、居室内に保管するものとし、本施設のゴミ置き場に持ち込むこと及び本施設の共用部に仮置き等を行う事を禁止する。

#### 2) 一般廃棄物

一般廃棄物は、分別を行ったうえ、指定曜日に本施設のゴミ置き場の指定の場所に出すものとする。

なお、大型の一般廃棄物及び引っ越しや書類整理等の際に発生する大量の一般廃棄物は、入居者にて処理するものとし、本施設のゴミ置き場への持込及び本施設の共用部への仮置き等は禁止するものとする。

また、注射器、注射針、その他医療器具等は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当するため、入居者が適切な処理を行うものとし、本施設のゴミ置き場への持込は禁止する。

#### 3) 特別管理廃棄物

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「特別管理廃棄物」という。）については、関係法令を遵守し、入居者が直接、廃棄物処理業者と契約の上、入居者の責任・負担で処理するものとする。

特別管理廃棄物を、廃棄物処理業者に引き渡すまでの間は、居室内に保管するものとし、本施設のゴミ置き場に持ち込むこと及び本施設の共用部に仮置き等を行う事を禁止する。

### (4) 排気及び換気に関する環境保全対策

入居者が実験等の排気を居室外に排出する場合は、排出する気体（これに含まれる微粒子等を含む）の内容（臭気等を含む）及び排出方法について、関係法令等を遵守するとともに、他の居室に迷惑が及ばないように注意し、排気ダクト等を設け、排出するものとする。

また、排気ダクト等を設置する場合は、排出された排気が、自室及び他の居室の吸気口から吸気されるのを防止するため、原則、屋上部まで立ち上げるものとする。

なお、排気ダクト等を設置する場合は、事前に、中小機構の承諾を得るものとする。

## 6. 事故等に対する危機管理

### (1) 事故等発生時の連絡体制の整備

北大ビジネス・スプリング管理担当者（以下、「施設管理担当者※」という。）は、事故等の緊急事態が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網（以下、「緊急連絡網」という。）を策定し、入居者及び関係者に周知するものとする。

入居者は、緊急事態に備え、緊急連絡網を、従業員等居室利用者に周知するものとする。

また、施設管理担当者は、緊急事態発生時に中小機構の迅速な対応を図るため、中小機構内の緊急連絡網を別途作成するものとする。

※施設管理担当者とは、本施設IM室に常駐するインキュベーション・マネージャー等及び中小機構北海道本部地域振興課の担当職員のことをいう。

### (2) 事故等に対する危機管理対策

施設管理担当者は、事故等が発生した場合を想定し、緊急時対応等について検討するものとする。また、中小機構は、消防計画など緊急時対応計画等を策定し、施設管理担当者、入居者及び関係者に周知するものとする。

入居者は、避難経路、消火設備、消防計画等を確認し、従業員等居室利用者に周知するものとする。

## 7. 施設管理上の安全管理

### (1) 施設管理担当者による安全管理対策

#### 1) 施設管理担当者の安全管理

施設管理担当者は、入居者の事業計画書、模様替え等承諾申請書、工作物等設置等承諾申請書、危険物等の製造、持込、使用及び保管等の届出及びヒアリング等を通じて入居者の施設利用及び安全管理対応を確認のうえ、必要に応じ関係行政機関等の指導を仰ぎ、入居者の事業活動上の安全性の確保に努めるものとする。

また、施設管理担当者は、入居者が管理する設備等（模様替え内装設備、工作物、持込危険物など）について、入居者に定期的に点検を行う等の指導を行うものとする。

#### 2) 関係行政機関等との連携

施設管理担当者は、安全管理及び環境保全関係の行政機関（消防署、警察署、道、市の環境部局等）や専門家と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係のセミナー、イベント等の啓発活動を通じ、入居者事業活動上の安全確保に努めるものとする。

#### 3) 避難経路等の点検・確認

施設管理担当者は、避難経路、消火設備等の異常の有無について、日常的な活動の中で目視での点検・確認に努めるものとし、異常を確認した場合は、直ちに必要な措置を行うものとする。

### (2) 入居者の安全管理対策

#### 1) 安全管理体制

入居者は、居室の安全管理体制を確保するために、次の責任者及び担当者を配置し、中小機構に報告するものとする。

また、入居者は、緊急時の社内連絡体制等を整えるものとする。

イ) 安全管理責任者及び日常の窓口担当者

ロ) 防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者

ハ) 緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則2名以上

ニ) カルタヘナ法の規定に該当する実験等を行う場合の安全主任者など、本マニュアルにおいて別途届出等が規定されている者

ホ) 毒物、劇物を取り扱う場合において、関連法令により毒物劇物取扱責任者の専任・届出が義務づけられている場合の毒物劇物取扱責任者など、関連法令等により、安

全管理に係る届出等が規定されている者

へ) その他、必要のある者

## 2) 入居者の安全管理

### ①居室の安全管理

入居者は、居室内の様式替え・造作等の内装設備、持込機械・器具、危険物等の保管・取扱等、コンセント又は配電盤からの電気配線などについて、地震時の転倒防止対策なども含め、居室の安全管理について、責任を持って行うものとし、これらの安全性が確保されているか、日常的に点検・確認するものとする。

また、入居者は、居室内の本施設の設備等に異常を認めた場合、直ちに、使用を停止するなどの危険防止の応急処置等を行うとともに、施設管理担当者に通報するものとする。

なお、入居者が、居室内の給排水工事・実験装置等の設置・居室の様式替え・造作等を行う場合は、事前に中小機構の承諾を得るものとする。

### ②居室外に設置した工作物の安全管理

入居者は、居室外の共用部等に工作物等の設置を行う場合は、事前に中小機構の承諾を得るものとする。

また、入居者は、設置した工作物等の安全確認を定期的に行うものとする。

## (3) 施設共用部の安全管理

中小機構から本施設の施設管理業務の委託を受ける施設管理会社（以下、「施設管理会社」という。）は、施設の良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、もって、本施設の施設・設備の安全確保を図るものとし、本施設の施設・設備に異常を認めた場合は、危険防止の応急処置等を行うとともに、直ちに施設管理担当者に通報するものとする。

このため、施設管理担当者は、施設管理会社の業務内容を把握するとともに、本施設の施設・設備及びその使用方法等の異常の有無について、日常的な活動の中で目視での点検・確認に努めるものとする。

また、入居者及び関係者は、本施設の施設・設備に異常を認めた場合は、直ちに施設管理担当者に通報するものとする。

## (4) 施設のセキュリティ確保

中小機構は、本施設の施設機械警備業務を警備会社（以下、「施設警備会社」という。）に委託し、施設のセキュリティ確保を図っている。

このため、入居者は、本施設の警備システムの利用方法に適した利用を行い、施設のセキュリティ確保に努めるものとする。

また、本施設の共用部及び居室の入退去に必要なカードキーを紛失した場合は、直ちに、施設管理担当者に連絡し、書面で紛失したキーの無効処置を依頼するものとする。

なお、施設管理者担当者と直ちに連絡が取れない場合は、施設警備会社に直接連絡して必要な処置を依頼するものとし、その後、別途、施設管理者に書面で報告するものとする。

入居者が、独自にセキュリティシステムを構築する場合は、施設のセキュリティシステムと十分連携を図るものとし、事前に中小機構の承諾を得るものとする。

## 8. 安全管理連絡会

### (1) 安全管理連絡会の設置

本施設の安全管理に係る総合調整並びに施設管理担当者及び入居者に対する安全管理に係る情報共有及び啓発を図るため、安全管理連絡会を設置する。

### (2) 安全管理連絡会の構成等

安全管理連絡会の構成案は次のとおりとする。

イ) 北大ビジネス・スプリング入居者（安全管理責任者等）

ロ) 防火管理者

ハ) 施設警備会社の担当責任者



- ニ) 施設管理会社の担当責任者
  - ホ) 中小機構北海道本部地域振興課長
  - へ) 施設管理担当者
  - ト) 必要に応じ、関係行政機関及び有識者等
- また、安全管理連絡会は、中小機構が招集及び運営を行うものとする。

(3) 安全管理連絡会の任務

安全管理連絡会は、主として以下の任務を負う。

- イ) 本施設の安全管理活動方針、活動計画（入居者に対する啓発活動等を含む）の検討及び実績確認
- ロ) 消防計画の確認及び周知並びに緊急時対応の検討
- ハ) 入居者の事業活動上の安全管理に係る確認及び情報収集
- ニ) 入居者に対する安全管理の周知
- ホ) その他、本施設の安全管理に関する事項

(4) 安全管理連絡会の開催、活動の周知及び報告等

安全管理連絡会は原則として年1回、定例会を開催するほか、必要に応じて中小機構が招集する。また、中小機構は、安全管理連絡会の会議を開催した時は、議事録を作成しこれを保管する。また、必要事項は関係者に周知する。なお、安全管理連絡会の活動内容については、議事録及び関係資料を添えて速やかに中小機構経営支援部創業・ベンチャー支援課に報告するものとする。

9. その他

(1) 各種保険加入

1) 入居者の保険加入

入居者は、自らの事業活動についてすべての責務を負うことから、入居者は、万一の場合のリスク移転を図るため、自らの負担で本施設内における人的被害、損害並びに機械設備等の財産に対する被害、損害を担保、補填する一助として、保険会社と損害保険契約（例：借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険、火災保険 等）を結ぶ等の対応に努めるものとする。

2) 中小機構の保険加入

中小機構は、施設所有者としてのリスク移転のため、本施設について、①普通火災保険、②施設賠償責任保険（漏水担保特約、交差責任担保特約付）に加入しており、施設管理担当者は、事故時に備え、その内容等を確認しておくものとする。

(2) その他

入居者は、次のような場合、事前に中小機構に問い合わせるものとする。

- イ) 本マニュアルに規定される事項に類似する事項の取扱
- ロ) 本マニュアルに規定のない事項で安全管理上必要と思われる事項の取扱
- ハ) 本マニュアルの規定によることができない場合
- ニ) その他、本マニュアルに不明な点がある場合など